令和5年度札幌市土地区画整理会計補正予算(第2号)

令和5年度札幌市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年(2024年)2月14日提出

札幌市長 秋 元 克 広

## 第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金額
			千円
1 土 地 区 画 1 整 理 事 業 費	1 区 画 整 理 費	篠路駅東口地区土地区 医土地区	105, 000

## 繰 越 明 許 費 に 関 す る 調 書

款	項	事 業 名	予 算 額	繰 越 額	繰越しの理由
			千円	千円	
土 地 1 区画整理 事 業 費	1 区画整理費	篠路駅東口地区 連整理	570, 000	105, 000	地権者の移転作業に時間を要 し、事業の年度内執行が困難と予 想されるため